

報道関係者 各位

令和7年7月23日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 監督課

監督課長 松田 恵太郎

主任監察監督官 中村 高康

(電話) 045(211)7351

関東運輸局と合同で荷主企業へ要請・周知を行います

～トラック運転者の労働環境改善のための取組～

神奈川県労働局（局長 児屋野文男）では、関東運輸局と合同で荷主企業を訪問し、トラック運転者の労働環境改善に向けた要請・周知を行いますのでお知らせします。

自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたところですが、トラック運転者の労働環境は、荷主との取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

このため、神奈川県労働局に設置した荷主特別対策チームの荷主特別対策担当官が、関東運輸局のトラック・物流Gメンと合同で、下記により荷主企業に対する要請・周知を行います。

記

1 日時 令和7年7月29日（火） 10時00分～11時00分（予定）

2 場所 神奈川県横浜市金沢区 鳥浜工業団地付近

3 要請・周知事項

①長時間の恒常的な荷待ち防止

②改善基準告示（※）を配慮した発注【発注担当者向け】

③トラック輸送の「標準的な運賃」の理解・協力

※ 改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています（平成元年労働省告示第7号）。

4 取材対応

別添（関東運輸局 Press Release）を参照の上、関東運輸局自動車交通部あてにお問い合わせください。

令和7年7月23日
関東運輸局

トラック・物流Gメンと神奈川労働局による合同パトロールの実施について

関東運輸局では、トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応や、トラック運転者の労働環境改善に向けて、荷主企業や元請け事業者が配慮することの重要性について理解を得るため、トラック・物流Gメンによる荷主企業等へ周知のパトロールを実施しております。

時間外労働規制の遵守の観点から、各都県の労働局とも連携して取り組んでいる中で、今般、神奈川労働局とトラック・物流Gメンによる合同パトロールを実施し、荷主企業等への働きかけを強化していきます。

記

1. 【実施日】令和7年7月29日（火曜日） ※雨天決行

【時間】10時00分～11時00分（予定）

【実施場所】神奈川県横浜市金沢区鳥浜工業団地付近

【集合場所】神奈川県横浜市金沢区鳥浜町3-2（ローソン 金沢鳥浜町店）

- 【周知事項】① 長時間の恒常的な荷待ち防止
② 改善基準告示を配慮した発注【発注担当者向け】
③ 標準的運賃の理解・協力

2. 取材対応 冒頭（集合場所でGメンと神奈川労働局の職員が集合し、パトロールに出発するまで）のカメラ撮りが可能です。
希望される場合は、7月25日（金）17時までにお名前、勤務先、連絡先を下記問い合わせ先まで登録願います。

留意事項

- ・駐車スペースの用意はありません。
- ・パトロール実施中の取材や撮影については、取材者ご本人において取材対象者（荷主企業）に許可を取ってください。

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車交通部貨物課 杉田、北條、小山、石川 直通 045-211-7248

<配布先>

神奈川県記者クラブ、物流専門紙